

# EPAに関する相談事例

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外ビジネスサポートセンター貿易投資相談課  
アドバイザー（貿易投資） 田中 研一

2026年1月23日

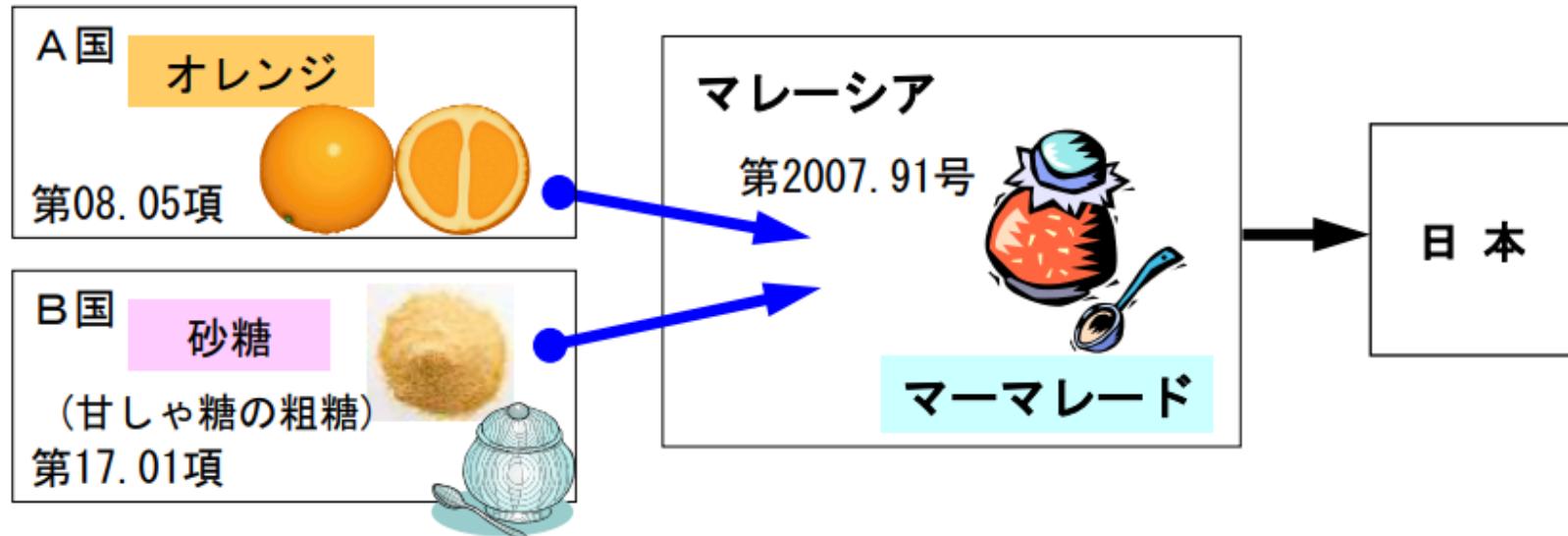
# 1| 原産品判定基準の概要 (CTCルールとVAルールの比較)

原産品判定基準	定義	根拠書類	必要情報
関税分類変更基準 (CTCルール)	「最終產品」と「產品を生産するために使用した非原產材料・部品」との間でHSコード（関税分類）が変更されている場合に、当該產品を原產品であると認める基準	対比表	「最終產品」の生産に使用した全ての材料の -名称 -HSコード -原產/非原產の別
付加価値基準 (VAルール)	產品の生産工程で形成された“原產部分”を価額換算し、その価額の割合（原產資格割合／域内原產割合）が一定の基準を満たす場合にその產品を原產品であると認める基準	計算ワークシート	①「最終產品」のFOB価額 ②生産に使用した全ての材料の -名称 -単価 -原產/非原產の別 ③非材料費の内訳

## ◎関税分類変更基準とは、

非原産材料と最終產品との間に特定の関税分類番号変更がある場合に、最終產品の製造が行われた国の原産品と認めるという基準。

### ◆関税分類変更基準のイメージ(例: 日マレーシアEPA原産地規則)



非原産材料		最終產品
A国で収穫されたオレンジ	B国で製造された砂糖	マーマレード
第08. 05項	第17. 01項	第2007. 91号

上図において、マレーシアにおいて行われた製造によって、全ての非原産材料の関税分類番号と、最終產品の関税分類番号とが異なることになった。

→ このような製造が行われた国の原産品であると認めるというのが、**関税分類変更基準**。

(出所) 税関ウェブサイトより引用

## ◎付加価値基準とは、

「その国の生産工程で付加される価値が、要求される条件を満たした場合、その国を商品の原産地とする」という基準。

→ 例えば「商品の価値のうち、全体の40%以上の価値がX国で付加されたら、X国の原産品とする」という考え方。

◆以下の2つの観点からの考察が必要

① 「付加される価値」とは何か？

→ 产品が生産される国で付加された原産材料・経費・利益等の価値のこと。

② 「付加される価値」をどのようにして計算するか？

→ 2つの代表的な方法がある。

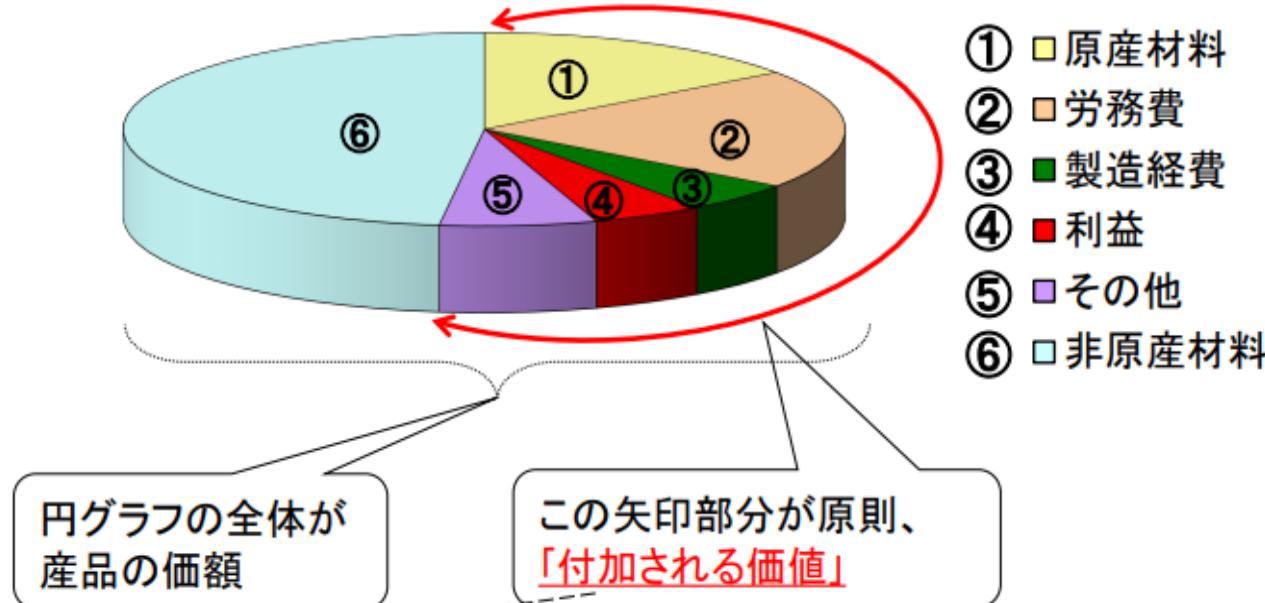
- 非原産材料の価額を商品の価額から控除して求めるもの  
＜控除方式＞

- 原産材料・経費・利益等の価額を積算して求めるもの  
＜積上げ方式＞

その他の方法

# ①「付加される価値」とは何か？

- ◆ 産品が生産される国で付加された原産材料・経費・利益等の価値のこと。
- ◆ 産品の価額のうち、非原産材料の価額を除いた部分を「付加される価値」とみなす。



以下のように表現される(協定によって異なる)。

## 域内原産割合 (RVC: Regional Value Content)

－日メキシコEPA原産地規則、日アセアンEPA原産地規則、CPTPP原産地規則、  
日EU・EPA原産地規則、日英EPA原産地規則、RCEP協定原産地規則

## 原産資格割合

(LVC: Local Value Content) －日ベトナムEPA原産地規則

(QVC: Qualifying Value Content) －上記及び日スイスEPA、日米貿易協定以外のEPA原産地規則

※日スイスEPA及び日米貿易協定については後述

(出所) 税関ウェブサイトより引用

## 2 | 原産品判定基準と根拠書類（相談事例）

### （質問）原産地規則（CTCルール）に関する相談

日本からフィリピンへMDFボード(HS:4411.13)を輸出します。RCEPの申請で、対比表を作成しています。1.対比表の作成の仕方、2.関税分類変更基準の項目で、CTHの4行変更をしますが、CTCルールについて詳しくご教示いただけますでしょうか。適用した原産地規則を入力する箇所には何を入れればいいのでしょうか。

### （回答）

対比表には、輸出產品の產品名・HSコード、生産に使用した全ての材料の部品名・HSコードを記載します。原産材料である可能性があつても、HSコードの変更が確認できるのであれば、非原産材料とみなすことで、当該材料の原産性を示すための根拠資料を省略することが可能です。原産材料については、その原産性を示すための根拠資料（サプライヤー証明）が必要となります。資料を提出したサプライヤーも、納入部材に関する同様の対比表や計算ワークシートを作成します。【適用した原産地規則】は、関税分類変更基準：CTH（4行変更）と記入ください。

## 関税分類変更基準における対比表の例

特に最終生産地  
が国内であること  
を確認。

利用協定: 日アセアン協定

生産国: 日本、生産場所: ○○県○○市□□・△△工場※

適用原産地規則: 関税分類変更基準(CTH、4桁変更)

作成年月日

資料作成者名

(生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました □)

非原産材料は、  
HSコードが変更し  
ていることを確認。

8544.30 ワイヤーハーネス

原産材料である可能性があつ  
ても、HSコードの変更が確認  
できるのであれば、**非原産材  
料とみなすことで、当該材料  
の原産性を示すための根拠  
資料を省略することが可能。**

輸出產品の生産に使用した  
全ての材料・部品名を記載。

HSコード	产品名	HSコード	部品名	原産/非原産	原産情報等
		3917	プラスチック製管	非原産	
		3923	プロテクター	非原産	
		3926	ドライブギア	非原産	
		4016	ワッシャー	非原産	
		5901	織物製テープ	非原産	
		7318	レセプタクル	非原産	
		7318	タッピングスクリュー	非原産	
		7318	ナット	非原産	

非原産材料につい  
ては、取引書類や原産  
性を判断するような資  
料は不要。

8536	接続子	非原産	
9607	ファスナー(留め具)	非原産	
(8532)	LED	原産	サプライヤーからの資料(○○株式会社△△工場)
(8544)	銅線	原産	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)
	電気導体	原産	サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)

(輸出產品の生産に使用した全ての材料・部品を記載しました □)

同時に付加価値基準も満たす必要がある場合、「計算  
ワークシート」(後述) を統合した表でも構わない。

※自宅で内職を行っている場合等には、個人情報保護の観点から、生産場所住所の番地等を省略することも可能です。

(出所) 経済産業省ウェブサイトより引用

原産材料については、その原産性を示すための  
根拠資料が必要。資料を提出したサプライヤー  
も、納入部材に関する同様の対比表や計算  
ワークシート(後述)を作成する。

## 2 | 原産品判定基準と根拠書類（相談事例）

### （質問）CTCルールを満たさない場合の救済規定（累積、デミニマスルール）

材料A(HSコード2921.49)と材料B(HSコード2912.11)から製品C(HSコード2921.59)を化学反応させて作ります。AとCのHSコードは6桁変更となります。材料Aは中国製となります。この場合RCEP協定（韓国向け）は適用されるのでしょうか？

### （回答）

HSコード2921.59のRCEPにおける品目別規則（CTCルール）はCTH（4桁変更）です。CTHで原産品判定を行う場合、材料B(HSコード2912.11)はCTHを満たします。材料A(HSコード2921.49)はCTHを満たしませんが、中国からの輸入材料ということですので、中国においてRCEP原産地証明書が取得できれば、RCEP協定第3.4条「累積」規定を活用することにより、原産材料と見做すことができ、製品C(HSコード2921.59)はRCEP原産品となります。

また、CTHを満たさない材料A(HSコード2921.49)の価額が、原産品判定の対象產品である材料C(HSコード2921.59)のFOB価額の10%以下であれば、第3.7条「僅少の非原産材料」の規定を活用して、原産材料と見做すことができます。

## 2 | 原産品判定基準と根拠書類（相談事例）

### （質問）原産地規則（VAルール）に関する相談

日タイEPAの原産品判定をVAルールで判定しようとしています。FOB価格と材料費のみ入力して結果が40%以上の付加価値となるのですが、原産品と判定できるでしょうか。VAルールで判定する場合、附属品を含めて考える必要がありますか。

### （回答）

材料費を全て“非原産”と見做しても、非材料費だけでFOB価額の70%程度となるということでしたので、その前提で「計算ワークシート」を作成いただければ、「サプライヤー証明」は不要です。

附属品については、日タイEPA協定文の第36条2項に、VAルールで判定する場合は、附属品の価額を原産材料あるいは非原産材料として原産資格割合を計算する、と規定されていますので、附属品の価額を非原産材料として「計算ワークシート」に記載ください。

## 付加価値基準における計算ワークシートの例

利用協定: 日アセアン協定

生産国:日本、生産場所:〇〇県〇〇市〇〇・△△工場※

適用原產地規則：付加價值基準(RVC40%以上)

輸出產品:HS8544.30 ワイヤーハーネス

EOB価額:US\$64(円換算¥5,800)

$$BVC \equiv (5,800 - 1,400) / 5,800 \equiv 0.75$$

特に最終生産地が国内であることを確認。

作成年月日  
資料作成者名

本事例では控除方式で計算

(FOB価額-非原産材料価額)

(生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました  )

部品名	原産／非原産	単価	原産情報	価額情報
プラスチック製管	非原産	￥***		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
プロテクター	非原産	￥***		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ドライブギア	非原産	￥***		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ワッシャー	非原産	￥***		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
織物製テープ	非原産	￥***		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
レセプタクル	非原産	￥***		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
タッピングスクリュー	非原産	￥***		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録

接続子	非原産	￥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
フォスター(留め具)	非原産	￥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録

非原產材料彙額合計

¥1,400

LED 原産 ￥--- サプライヤーからの資料(○○株式会社△△工場) 在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス

銅線 原産 ￥・・・ サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場) 在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス

原庄

NH 100

その他経費 ￥2,700 製造原価明細

利共  
-  
¥400

領送費  
—  
¥200

国内速递取件明细、国际来信取件明细等

同時に課税分類変更基準を満たす必要がある。

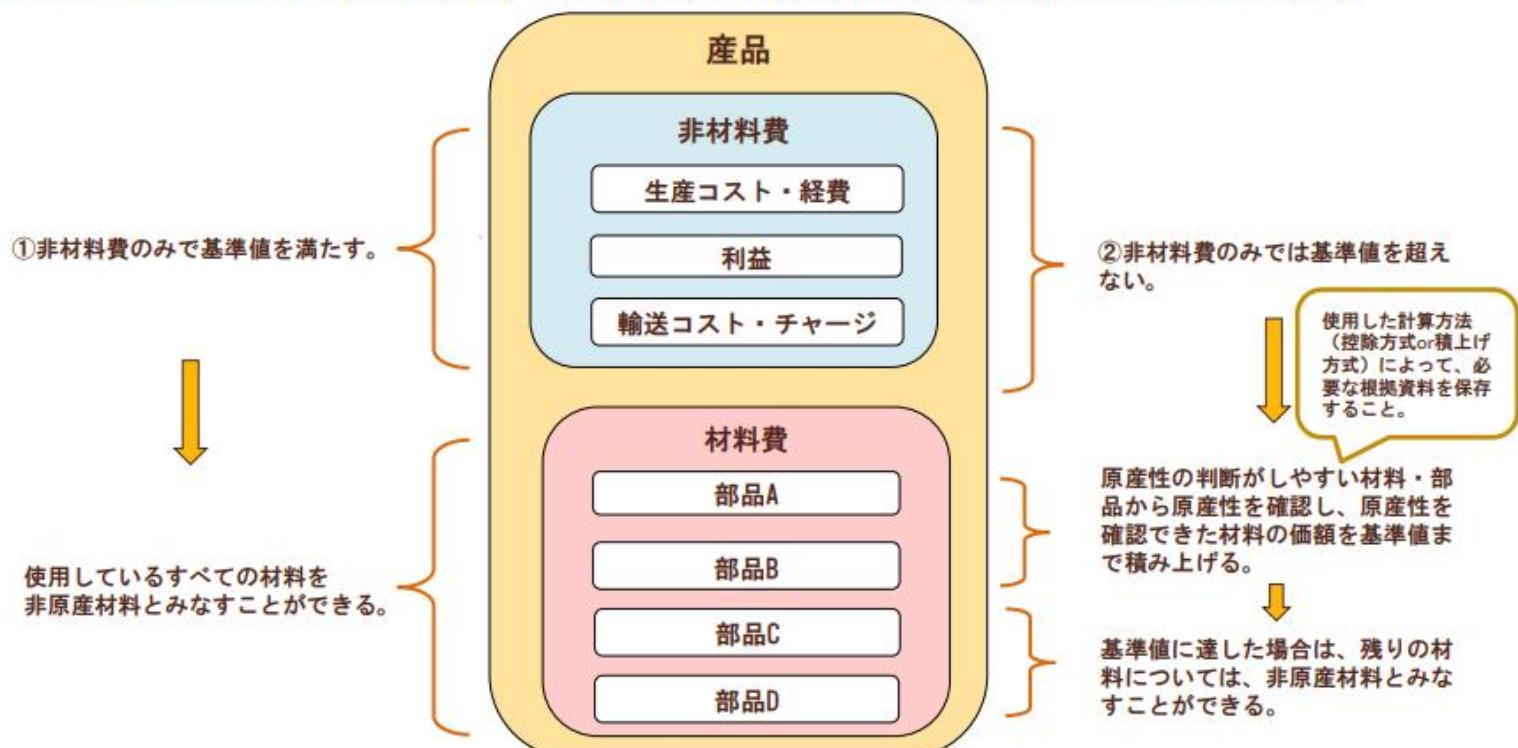
※自宅で内職を行っている場合等には、個人情報保護の観点から、生産場所住所の番地等を省略することも可能です。

同時に関税分類変更基準も満たす必要がある場合、「対比表」(前述)を統合した表でも構わない。

(出所) 経済産業省ウェブサイトより引用

## 留意事項

- ①自社の生産コストや利益等の非材料費だけで原産資格割合が基準値を満たす場合（※）、使用しているすべての材料を非原産とみなしてよい（材料の原産性を確認する必要なし）。  
※基準値については、為替などによる影響を考え、余裕を持って計算しておくことが望ましい。
- ②すべての材料を非原産とすると原産資格割合が基準値を超えない場合、原産性の判断がしやすい「材料・部品」から原産性を確認し、原産性が確認できた当該「材料・部品」費を加算することで基準値を満たす場合には、その他の材料は非原産とみなしてよい。



(注) 控除方式・積上げ方式ともに上記の考え方方が可能（原産材料価額の算出が必須となる日チリ協定の積上げ方式を除く）。  
なお、積上げ方式の場合、非材料費の対象となる費目は協定によって異なるため、各協定の原産地規則を参照。

## 2 | 原産品判定基準と根拠書類（相談事例）

### （質問）原産地規則（VAルール）に関する相談

RCEPの原産品判定において、付加価値のパーセンテージをどのように計算するか、ご教示をお願いできますでしょうか。

### （回答）

RCEPでは、(1)控除方式（間接方式）または(2)積上げ方式（直接方式）のいずれかの方式により計算することができます（第3.5条）。

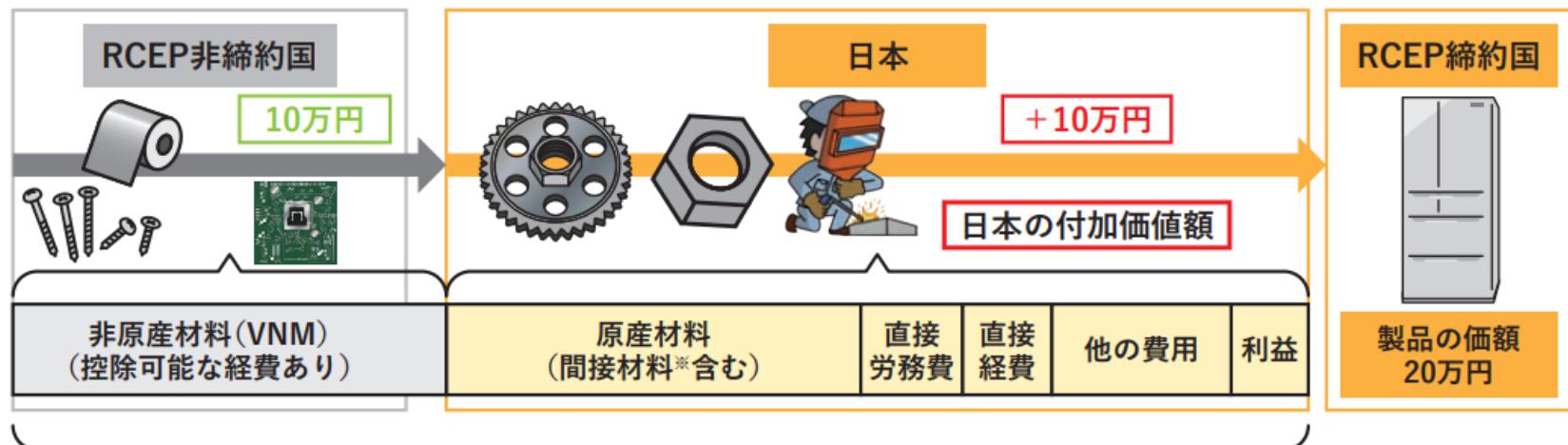
＜控除方式＞日本の現行EPAのうち、日スイスEPA及び日米貿易協定を除く18のEPAにおいて採用。

＜積上げ方式＞日チリ、日インド、日モンゴル、CPTPP及びRCEPで採用。

＜その他の方法＞非原産材料の価額と產品価額を比較する方法。日スイス、日EU及び日英EPAで採用

## 2 | 原産品判定基準と根拠書類（相談事例）

### 冷蔵庫(HSコード：8418.10)の例



【計算方式】

**控除方式** 
$$RVC(\%) = \frac{FOB\text{価額} - \text{非原産材料の価額}}{FOB\text{価額}} \times 100 = \frac{20万円 - 10万円}{20万円} \times 100 = 50\% \geq 40\%$$

⇒ 従って、この冷蔵庫はRVCが40%以上そのため、原産品と認められます。

**積上げ方式** 
$$RVC(\%) = \frac{\text{原産材料の価額} + \text{費用} + \text{利益}}{FOB\text{価額}} \times 100 = \frac{10万円}{20万円} \times 100 = 50\% \geq 40\%$$

⇒ 従って、この冷蔵庫はRVCが40%以上そのため、原産品と認められます。

## 2 | 原産品判定基準と根拠書類（相談事例）

### （質問）自社の品番が多過ぎて、原産品判定が困難

自社の品番が多い。品番が異なる場合は、それぞれの品番で原産品判定が必要なのか？（VA基準とCTC基準で異なるか？）CTC基準が適応できる場合は、アイテムごとにまとめて原産品判定してもいいのか。

### （回答）

原産品判定は、原則、品番ごとに行う必要がある。

CTC基準の場合、サイズごとに品番が異なっていても、使用材料が同一であれば、まとめて原産品判定ができるという考え方もある。

VA基準の場合、サイズごとに品番が異なり、使用材料が同一であっても、原産資格割合が異なるてくる可能性があり、品番ごとに原産品判定が必要となる。

原産品判定は繰り返し利用することができますが、部品や材料、生産場所の変更などによって、原産品でなくなる可能性もあるため、発給申請の都度、対比表や計算ワークシートなどの原産性を明らかにする資料に変更がないことを確認する必要があります。

### 3 | 協定別（相談事例）

#### （質問）複数協定が存在する場合の選択方法

日本からタイへわさびオイル(HSコード1517.90)を輸出します。EPAの申請で、4桁変更(CTHルール)を適用します。HSコードが1514.99の原材料がありますが、これはアタマ4桁変更ということで問題ないでしょうか。国産のわさびは、商品のHSコードと違っている場合は、サプライヤー証明書は不要という認識でいいでしょうか。

#### （回答）

HSコード1517.90のタイにおけるEPA税率は、JTEPAとAJCEPでFreeです。一方、品目別規則は、JTEPA→CC、AJCEP→CTHと異なります。HSコード1514.99の材料は、CCを満たしませんが、CTHを満たしますので、AJCEPで原産品判定依頼を行ってください。なお、他の材料がCTHを満たしていることが前提となります。  
対比表上、CTHを満たす材料の"原産/非原産の別"は"非原産"と見做してください。これにより追加資料（サプライヤー証明）が不要となります。

## (World Tariff) MFN税率、EPA税率の確認

TH HS number 1517.90.90.000

Commodity Description		MFN	AJCEP	JTEPA	RCEP
	MARGARINE; EDIBLE MIXTURES OR PREPARATIONS OF ANIMAL OR VEGETABLE FATS OR OILS OR OF FRACTIONS OF DIFFERENT FATS OR OILS OF THIS CHAPTER, OTHER THAN EDIBLE FATS OR OILS OR THEIR FRACTIONS OF HEADING 1516: - Other:				
1517.90.90	-- Other	30%	Free	Free	22%

## HSコード1517.90 品目別規則の確認

AJCEP	JTEPA	RCEP
CTH	CC	CTH or RVC40

### 3 | 協定別（相談事例）

#### （質問） RCEPの累積規定を適用するための根拠資料

累積を適用するための根拠資料は輸入時のRCEP協定に基づく原産地証明書でなくてはならないか。輸出締約国の生産者が作成するサプライヤー証明書も有効か。

#### （回答）

日本商工会議所へのヒアリングによると、累積の根拠資料としては、輸入時の協定に基づく原産地証明書の写しをまず推奨。ほかに、生産者自身が発行した対比表や計算ワークシート。サプライヤー証明では根拠資料としては不十分である可能性があるが、提出された場合には個別案件として都度、経済産業省に照会する。2021年12月に財務省関税局主催で開催された「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定に係る業務説明会」のQ&A集No.20によると、「サプライヤーによる証明書類は疎明資料の一つとなり得る」とあるも税関によると、税関も日本商工会議所と同じような判定を行うとのこと。

### 3 | 協定別（相談事例）

#### （質問） RCEPの「連続する原産地証明書（Back to back co）」の活用

ベトナムから日本へ16MTの貨物を輸入、うち約10MTのみ申告し内貨、残り約6MTを外貨のまま韓国へ輸出、韓国にてRCEPを利用してEPA税率で申告したいと考えています。この場合、日本での非加工証明を韓国側へ提出する必要があると考えますが どのような証憑類を提出すべきでしょうか。

#### （回答）

RCEPにおける"連続する原産地証明書"が活用できる可能性があります。"連続する原産地証明書"の発給申請には、(1)RCEP協定に基づく最初の原産地証明書（ベトナムで発給）、および、(2)日本国内で貨物について更なる加工が行われていないことを示す書類、が必要書類となります。

なお、"連続する原産地証明書"におけるRCEP原産国はベトナムであり、韓国においては、ベトナムをRCEP原産国とするEPA税率が適用される点、ご留意ください。

### 3 | 協定別（相談事例）

#### （質問） CPTPP原産地証明書に関するベトナム税関からの指摘

日本からベトナムに和牛(HSコード0201.10)を輸出、CPTPP特惠税率の適用を受けるために、ベトナム税関に対して、輸出者による自己証明を提出したが、「国(日本)のハンコが押したものがないとNG」との回答がきました。

#### （回答）

CPTPPの原産地証明書は、自己申告制度が採用されているが、CPTPPの締約国は、他の締約国に通報していた場合に限り、自国の領域から輸出される产品に係る原産地証明書について、(a) 権限のある当局が発給するもの、あるいは、(b) 認定された輸出者が作成するもの、のいずれかを要求できるとされており、ベトナムは(a)が適用されている。

これは、ベトナムから輸出される貨物の場合であり、日本からの輸出の場合は自己証明が利用でき、原産地証明書作成者の署名のみで可。

### 3 | 協定別（相談事例）

#### CPTPP Article 3.20: Claims for Preferential Treatment

1. Except as otherwise provided in Annex 3-A (Other Arrangements), each Party shall provide that an importer may make a claim for preferential tariff treatment, based on a certification of origin completed by the exporter, producer or importer.<sup>2, 3</sup>

#### CPTPP ANNEX 3-A OTHER ARRANGEMENTS

2. A Party may apply the arrangements under paragraph 5 only if it has notified the other Parties of its intention to apply those arrangements at the time of entry into force of this Agreement for that Party. That Party (the notifying Party) may apply these arrangements for a period not exceeding five years after the date of entry into force of this Agreement for that Party.

5. An exporting Party may require that a certification of origin for a good exported from its territory be either:

- (a) issued by a competent authority; or
- (b) completed by an approved exporter.

### 3 | 協定別（相談事例）

#### （質問）日インド協定における原産品判定（一般ルール）について

特定製品のHSコードで、日インド協定における品目別原産地規則を調べたところ「一般ルール」との記載がございました。適用判定基準CTCを用いる場合、「一般ルール」においては、CC（類）・CTH（項）・CTSH（号）のうち、ど  
れが変更されている必要があるかご教示いただけますでしょうか。具体的には、い  
ずれも非原産である、酸素（HS：2804.40）、液体アンモニア（HS：  
2814.10）、エチレン（2901.21）を原料として製造される、ジエタノールア  
ミン（HS：2922.12）をインドに輸出したいと考えております。

#### （回答）

日インドCEPAにおける"一般ルール"は、"関税分類変更基準のCTSH"と"付加価  
値基準の原産資格割合35%"の両方を満たす必要があります。  
ご質問の产品と材料は"関税分類変更基準のCTSH"を満たしていますが、"付加  
価値基準の原産資格割合35%"も満たす必要がありますので、根拠資料として、  
関税分類変更基準→対比表、付加価値基準→計算ワークシートを作成ください。

### 3 | 協定別（相談事例）

- 各EPA原産地規則における実質的変更基準の規定方法の違いは下表の通り。
- 品目別規則に規定がある場合と、協定本文に規定がある（※）場合がある。

※ 本説明においては「一般ルール」と呼ぶ。

	日アセアンEPA 日イスEPA 日ベトナムEPA	日インドEPA	その他のEPA
協定本文に規定 (一般ルール)	他の項の材料から の変更 <u>又は</u> 付加価値40%以上	他の号の材料から の変更 <u>及び</u> 付加価値35%以上	存在しない
品目別規則に 規定	一般ルール適用以 外の品目を規定	一般ルール適用以 外の品目を規定	全ての產品につい て規定

◆一般ルールは…

品目別規則に規定のない產品は、**協定本文の規定**を適用する。

## 4 | 便利なサイト（ウェブページの具体的な利用方法）

### 外務省 我が国の経済連携協定（EPA／FTA）等の取組

→発効済み・署名済みEPAの協定文、付属書（譲許表、品目別規則）を確認可

### 税関 EPA・原産地規則ポータル 品目別原産地規則

→国名、品目（HSコード）に基づいて、複数EPAの品目別規則を一覧で確認可

### 経済産業省 原産地証明 ガイドライン

→CTC対比表、VA計算表ワークシート（Excel形式）を掲載

### 税関 EPA・原産地規則ポータル 原産地基準・証明手続／様式見本

→自己申告制度（日豪、CPTPP、RCEP）の原産品申告書（英文－WORD形式）掲載

### 日本商工会議所 特定原産地証明書発給申請マニュアル

※青色項目をクリックすると該当ウェブサイトに飛ぶことが出来ます